

「清須 LOVE！」

ひろがる！キラッと！愛知
ひろがる！キラッと！清須

発行日：令和3年10月14日

発行元：清須をよくする会

〒452-0941 清須市西市場一丁目 9-6

TEL・FAX：052-400-7937

MAIL：otsuka.yoshiyuki0712@gmail.com



緊急事態宣言の全面解除にともなう安心感から感染再拡大が懸念される中、厚生労働省は3回目のワクチン接種(ブースター接種)を行う方針を決めました。市民の皆様方の不安を払拭するためにスムーズなワクチン接種体制の確立を、会派「新世代」でしっかり審議してまいります。

また、近年頻発する豪雨等の自然災害から、皆様方の生命・財産を守るため、治水対策にもしっかりと取り組みます。

引き続き感染症対策をお願いするとともに、更なるご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

9月定例会
一般質問

●新川地下放水路について

東海豪雨の後、新川流域では「激特事業」の実施により治水が大きく向上されました。しかしながら、豪雨による甚大な被害は日本各地で毎年発生しており、本市においても排水機場のポンプ停止による被害は危惧されるところです。そこで、ポンプによる排水調整を行うことなく、安全に下流に水を流すための新川地下放水路整備について伺いました。

大塚 新川地下放水の整備について

建設部
土木課

想定を超える豪雨では、ポンプ停止による内水被害発生のおそれがあります。県や関係市町で組織する新川沿川浸水リスク検討会では、この対策案の一つとして、地下放水路の整備が、ポンプ停止による内水被害を防ぐために有効であると提示されており、大変重要な事業と考えています。この検討会で議論を深め、実現へ向け、県に要望していきます。

地下放水路整備は大変重要な事業になります。愛知県で10月28日に開催される清須市建設事業要望会では、会派「新世代」としてしっかり要望してきます。



課題解決には、新川小橋の耐震改修工事と枇杷島停車場線の延長にある仮橋架け替えにおける先線事業(道路の線形・橋梁の位置・構造・堤防道路との取付けなど確認検討作業)の推進が必要なため、県との連携・協議を要望しました。



大塚 事業推進のための課題について

建設部
土木課

地下放水路は、新川の流量低減を図るため、地下に管路を整備するもので、莫大な費用と整備に係る適地確保が必要です。また、今後検討を進める中で、市が管理する橋梁への影響や、内水対策との調整が必要です。

●福田川第2号排水路及び関連地域の整備について

福田川から日光川への排水機ポンプ能力の向上や、土田地区調整池の土砂撤去等、福田川第2号排水路流域の排水対策が進んでいます。しかしながら、道路冠水等は幾度も発生しており、浸水被害の低減に向け、西市場・一場・廻間・新清洲・土田・上条地域(日光川水系福田川)の治水を高めることは必須です。そこで、福田川第2号排水路流域の整備計画や課題について伺いました。

大塚 福田川第2号排水路における将来的な整備計画について

建設部
土木課

現在計画通り整備されており、将来的な整備計画はありません。排水路内の堆積している土砂や雑草の除去及び水路補強(L=1,450m)を、R2年度～R4年度まで実施していきます。

土田調整池では、貯留量の約10.6%に当たる約720㎡の土砂を取り除きました。



「流域治水プロジェクト」の策定を進める中で、本市の治水対策として、遊水池・調整池の増設を要望しました。



大塚 福田川第2号排水路流域の整備計画や課題について

建設部
土木課

この区域は用排水兼用となっているため、用水確保のための樋門があり、汚泥の堆積やごみの投棄による排水の阻害が考えられます。課題解決のため、用水路内土砂の除去や樋門改修など、施設の適正な維持管理に努めます。

大塚 県や流域市町との連携・協議について

建設部
土木課

福田川第2号排水路については「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」がR3年5月に公布された事により、この流域でも流域水害対策協議会が設立されます。また、国・流域自治体・企業等が協働して激甚化している水害に対応するための「流域治水プロジェクト」の策定を今後進めていきます。

清須市建設事業に関する要望書を県へ提出します。内容は次の通りです。

○街路・道路事業について

- ・都市計画道路伏見町線を始めとする「広域幹線交通軸」「地域内連絡幹線道路」の早期整備と共に、十分な幅員の歩道の確保と街路樹の整備。
- ・既設県道において、路肩の堆積土砂や雑草の撤去など適正な維持管理に加え、通学路等における危険箇所や事故が多発する交差点への対策。

○河川事業について

- ・都市計画道路伏見町線(枇杷島橋・枇杷島陸橋)と一体的に実施する庄内川特定構造物改築事業の推進。
- ・新川治水向上のための地下放水路の整備。
- ・五条川治水のための清洲橋架け替えの早期完成と、下之郷堰撤去・春日橋架け替え。また、堆積土砂の撤去と水辺の遊歩道整備のための草刈り等、河川環境保全。
- ・福田川第2号排水路治水向上のため、福田川における河床掘削と遊水地整備。

○鉄道高架事業について

- ・円滑な道路交通の確保、踏切事故の解消、五条川治水の向上、市街地分断の解消に資する名鉄新清洲駅付近高架事業の早期工事完了に向けた、一層の事業推進。

◆ ◆ ◆ ◆ 行政 ニ ュ ー ス ◆ ◆ ◆ ◆

●新型コロナウイルス感染症対策事業者支援費について

市内の飲食店をはじめとする接客を伴う事業者に対し、「あいスタ認証」3つ星取得の奨励や、さらなる感染症対策の強化に必要な物品の購入等を支援します。

	あいスタ認証3つ星取得奨励金	接客形態事業者感染症対策強化支援補助金	あいスタ認証取得個別訪問支援費
概要	市民が安心して外食を愉しめる店舗として、「あいスタ認証」最高ランクの3つ星を取得した市内飲食店舗に対し、奨励金を交付する。	市内の飲食店をはじめとする接客を伴う店舗等に対し、感染症対策に係る物品の購入や店舗設備の改修を支援する。	市内の飲食店舗(認証済店舗含む)を個別に訪問し、10月以降の協力の申請要件に追加され、将来的には必須要件となる見込みの県独自の第三者認証制度「ニューあいスタ認証」という。)及び市事業の説明等を行い、「あいスタ認証」の取得を推奨する。
対象者 (全てに該当する者)	①市内に店舗を有する飲食事業者 ②中小企業者、小規模事業者又は個人事業者 ③令和3年12月末までに「あいスタ認証」3つ星を取得した者	①市内店舗にて飲食、運輸、小売、生活関連サービス教育、不動産取引業に係る事業を実施する者 ②中小企業者、小規模事業者又は個人事業者	
補助額	①従業員を3人以上雇用又は5万円/月以上の賃料で店舗営業をしている者 30万円 ②上記以外の者 10万円	最大50万円 *R3年4月以降に要した経費が対象	
ポイント	(1)本市としては、市内全飲食店が将来「緊急事態宣言」や「まん延防止措置」発令時に「あいスタ」未認定により、時短や休業協力金が貰えない事態を未然に防止し、全ての店舗が3つ星を取得することにより、市民が安心して市内で外食が愉しめる環境整備を行う。 (2)市内飲食事業者では、家賃支払いや従業員雇用維持が大きな負担になっていることから、自宅や夫婦等家族経営で飲食を営んでいる方との支援額に差を設定し、困っている方に、より手を差し伸べる形態を採用。 (3)外出自粛等で売上が落ち込み苦勞されている(飲食店を除く)接客を伴う事業者に対し、商品券発行事業以外で初めて直接支援としての補助事業を行い、加えて、感染防止対策に伴う設備・機器・消毒液などの購入に関し、市内での購入を努力義務とすることで、市内経済活性化にも寄与。 (4)飲食店に対する3つ星取得奨励金や、(飲食店を含む)接客を伴う事業者が行う感染症対策設備等強化に対する補助金を活用し、対策を強化した店舗や事業者を来年度早々に市から対策済み店舗とし全戸に配布等で周知し、市内経済活性化策の一助とする。		

●五条川河床の土砂を取除く工事の実施について

R3年10月20日～R4年1月13日の期間で、五条川の一部の区間にて河床土砂を取り除く工事を実施します。期間中は片側交互通行(9:00～17:00)となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



●市内ワクチン接種率について

市民の皆様のご協力により、ワクチン接種が進んでいます。接種を希望する方はお早目にご予約ください。

年代	1回目 接種率	2回目 接種率
70歳～110歳	91.6%	90.4%
60歳～69歳	88.8%	85.8%
50歳～59歳	81.2%	73.5%
40歳～49歳	77.5%	66.2%
30歳～39歳	68.6%	44.7%
20歳～29歳	67.5%	45.5%
12歳～19歳	65.1%	24.1%
合計(全年齢)	78.8%	65.5%

※接種対象外の0～11歳を除く (9月30日時点)

